

福岡県営西公園再整備デザインコード

目的

本公園全体の再整備に際して、今後各施設を整備するにあたり、官民に渡る複数の部署や設計コンサル、建築家、デザイナーなどが設計に関わることになる。

個別要素や個別空間のデザインがコントロールされなければ、全体として各施設や空間にアンバランスが生じる可能性が懸念されるとともに、各々の設計者が相互に調整することは困難である。

そこで、本デザインコードは、一定の方針に基づく統一的な公園環境をつくり出しひとつのまとまりある雰囲気をつくることを目的として、デザインの方針や具体的なルールを成文化し共有を図るものである。

なお、本デザインコードは、設計の自由度を妨げるものではなく、公園環境をより良くするための指針として活用されるものである。

風致地区内の制限について

本公園全体は、都市計画法に基づく「風致地区」が指定されており、建築物、その他工作物の新築等を行う場合は、敷地内の緑の確保等を目的として、以下のような一定の制限が設けられています。

※詳しくは、「風致地区内の行為許可申請のあらし」をご確認ください。

- 建築物等の高さは、15m以下。
- 建ぺい率は、40%以下。
- 建築物の外壁後退は、道路から2m以上、隣地から1m以上。
- 建築物、工作物等の色彩は、周辺の風致と調和するものとし、純白や原色等派手なものは避ける。
- みどり率（敷地面積に対して生長した樹木の樹幹を水平に投影した面積の割合）は、30%以上。
- その他

色

- ・建築物等の外観に使用する色は、西公園内の自然的構成要素（樹木、石、土など）に用いられている色彩との調和に配慮する
- ・建築物等には、看板やサインも含めて、アクセントカラーの使用をできる限り控える
- ・サクラの花、落葉樹の新緑、紅葉のモミジなど季節を感じさせる本公園特有の緑の景観資源より目立つことがないよう配色に留意する

形

- ・建築物や各施設の外観は、周囲の樹木や背景の眺望に配慮する
- ・建築物等の機器・設備はできる限り屋外に露出させないよう配慮する

素材

- ・周辺景観と調和した素材・材料の使用に配慮し、主張の強いテクスチャなどはできる限り控える

照明

- ・屋外に設置する灯具は、周辺環境との調和に配慮した適切な色温度を設定する
- ・再整備にて新設される、主要動線の園路照明の色温度は2700Kを予定している

運用

- ・イベントなどの仮設物であっても本デザインコードに基づくこと
- ・ゴミや配線コード、機器などもできる限り屋外に露出することがないよう配慮する